

申請に係る土地の代替性の検討について

転用事業の候補地を検討した結果、次の土地では事業目的が達成できないため、①の土地により農地転用の許可を申請しました。

○検討結果

検討番号	検討地（住所等）	面積（㎡）	地目	自己所有	農振農用地からの除外見込み	基盤整備事業の実施	検討結果	事業目的が達成できない理由
①	申請地	3,000のうち500	田	○	○	○	○	—
②	世羅町〇〇字〇〇番（別図）	500	原野	○	—	—	×	接続道が狭隘かつ未整備で、生活道として不十分
③	世羅町〇〇字△△番（別図）	500	雑種地	×	—	—	×	土地所有者から譲渡意思がないとの回答あり。
④	世羅町〇〇字□□番（別図）	500	田	○	— (第2種農地)	なし	×	集落から距離が離れており、上下水道の接続のための負担が大きい。
⑤								

※ 農地法施行規則第33条（地域の農業の振興に資する施設）各号による不許可の例外及び法第4条第6項第2項又は法第5条第2項第2号（第2種農地）の場合に、転用申請に添付するものとする。

※ 住宅地図等の図面を添付し、検討番号を記載すること。

※ 「検討地」欄は、「別図」の記載でも可

※ 4条転用の場合は、申請者が権利を有する土地を中心に代替性の検討をすること。

【参考】農地法施行規則第33条

第1号 都市等との地域間交流を図るために設置される施設

第2号 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

第3号 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

第4号 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの